

① 求職申込

総合受付で「求職票」をご記入ください。

② 登録申込

③ トライル雇用紹介

④ トライル雇用開始

⑤ 計画書の内容確認と同意

⑥ トライアル雇用の終了

⑦ 結果報告書の内容確認

⑧ 就職＼(^o^)／

[ご参考までに]

1. 雇用期間 : 原則3ヶ月ですが、事業主と対象者の合意により1ヶ月または2ヶ月とすることも出来ます。
2. 労働時間 : 通常の労働者と同程度(30時間を下回らないこと)です。
3. 労働条件 : 労基法などの関係法令に基づき、実施事業主との間で雇用契約を結びます。もちろん給与は支給されます。
4. その他 : 『しごとプラザ高松』で発行する「紹介状」に「トライアル雇用」と明記されます。